

平成30年第17回
美幌町農業委員会総会議事録

平成30年8月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年8月27日(月) 午後1時30分から午後1時46分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

会長職務代理者	1番 日下 優 君	農地部会長	2番 白石 愛 君
	3番 大西 政 雄 君		4番 根塚 信義 君
	5番 中村 寿恵子 君		6番 小林 勝義 君
	7番 小泉 豊和 君	振興副部会長	8番 加藤 安弘 君
	9番 佃 徹 君		10番 寺本 恵二 君
	11番 日並 一三 君		12番 重清 幸良 君
	13番 木村 勝		14番 西 学 君
	15番 日並 洋 君		16番 齋藤 一男 君
農地副部会長	17番 東 砂裕理 君	振興部会長	18番 千葉 正美 君
	19番 松本 訓宜 君	会 長	20番 鈴木 幸往 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二 君	総務担当主査	佐々木 鑑仁 君
総務担当	中谷 賢司 君	臨時筆生	寺田 裕子 君

議事日程

平成30年第17回 美幌町農業委員会総会
平成30年8月27日 午後1時30分開会

- | | | |
|------|--------|--------------------------|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 議案第58号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第59号 | 現況証明願について |
| 日程第7 | 協議第10号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は20名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第17回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	それでは、これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号19番松本委員、同じく議席番号1番日下委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告をさせます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり議案2件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はありますか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。内容番号51号。
総務担当主査	内容番号51号についてご説明致します。参考資料は2ページと3ページをご覧ください。本件は使用貸借案件です。 貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇

○番○○内他計○○筆、面積は合計○○㎡、土地明細につきましては議案書4ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

なお、本件について議案参考資料で補足説明をさせていただきます。議案参考資料2ページをご覧ください。こちらにつきましては○○さんの母親にあたります○○さんの死去により○○さんへの相続登記が完了したため、○○さんから○○さんに使用貸借するものでございます。次に議案参考資料3ページをご覧ください。こちらは以前より山林の一部を畑として使用しており、同じく○○さんから○○さんに使用貸借するものでございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料4ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号51号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は○○さんの母親○○さんの死去により○○さんへの相続登記が完了したため、○○さんから○○さんへの使用貸借と○○さんが所有する山林の一部で畑として使用している農地を○○さんへ使用貸借するものです。○○さんは家族4人で畑作三品のほか人参を作付けし意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月17日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第6、議案第59号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号24号。

総務担当主査

内容番号24号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。

願出人及び所有者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号24号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この土地は北見市端野町緋牛内との境界近くにある場所で○○さんの離農跡地ですが樹木と雑草が生えており、かなり前から畑として使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月11日、小泉委員、根塚委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

	(「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。 内容番号25号。
総務担当主査	内容番号25号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇丁目〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきまして は確認委員さんよりお願い致します。
11番	内容番号25号につきましては只今事務局説明のとおりであります。 この土地は仲町公営住宅近くの住宅街にあり、敷地内には住宅、物置、庭があり、かなり前から畑として使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを8月9日、大西委員、重清委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。 議案第59号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第7、協議第10号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
総務担当主査	協議第10号についてご説明致します。本件は8月10日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため、意見を求められたもので農用地区域からの除外1件でございます。 内容番号20号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。申請者は美幌町長土谷耕治でございます。土地の所在地は栄森38番1内、面積は991,374㎡、申請理由は北海道に返還するためでございます。この申請理由の北海道に返還するまでの経過についてご説明をさせていただきます。議案書参考資料9ページの下段をご覧ください。この黒い枠内に町営栄森牧場のこれまでの経過を簡単に掲載させていただきましたのでこれに基づきご説明をさせていただきます。昭和44年、道有林の美幌町への借用が決定します。昭和46年、美幌町営栄森牧場として使用が開始されます。平成26年5月、牧場へ通じる林道が大規模な土砂崩れにより通行不能となります。平成27年5月、林道の復旧のめどが立たないため、町は牧場の廃止を決定します。それ以降、町は今日まで北海道と返還に向けて協議を進めており、返還は原状回復、つまり植林として苗木を植えた状態での返還ではなく、植林したものを育てて返還することが条件となっております。今回の農用地区域からの除外は植林転用が必要なことから意見を求められたものでございます。現時点ではどの状態で北海道に返還になるのか、どの時期に返還するのかなどは決まっておらず、更に北海道と協議を重ねていく予定であります。また、植林に関しましては一般的に所有権・利用権のある者が農地に植林する場合、農地法第4条の許可申請が必要となります。本件の場合、栄森牧場は長年肥培管理がされていないため採草放牧地に該当します。しかし、農地法第4条では採草放牧地は規定されていないため許可申請は不要ということになります。最後に今後の予定ですが、本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第10号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。
これもちまして、第17回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時46分